

# 幅木の認定基準の一部改正について

## 1. 適用

この基準は、主として足場（つり足場を除く）からの労働者の墜落転落災害及び飛来落下物による災害を防止するために使用され、**1 スパンごとに設置する**幅木について適用する。

## 2. 種類

(1) 幅木は次の2種類とする。

第1種	本体と取付部からなる幅木で、取り付け場所に応じ、桁側幅木と妻側幅木がある。
第2種	本体に加え、作業床に載せて使用する幅5cm以上の水平部を有するL型の幅木で、取り付け場所に応じ、桁側幅木と妻側幅木がある。

(2) 第1種、第2種ともに次の2種類がある。

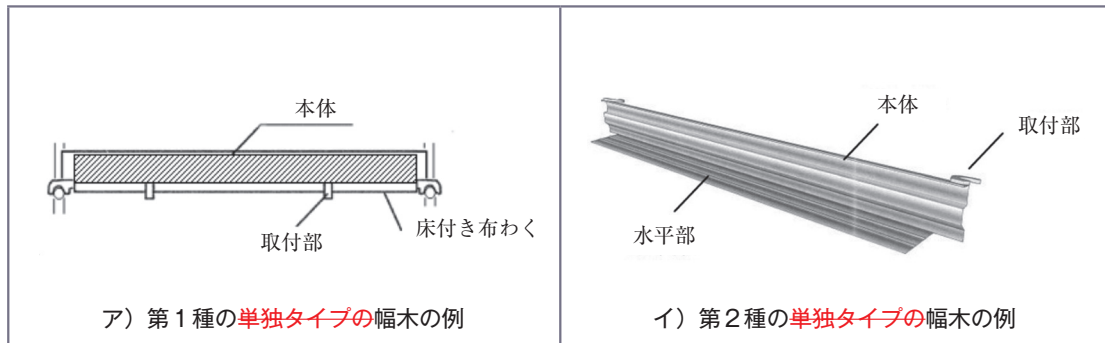
単独タイプ：足場の1スパンごとに取り付けるもの。

長尺タイプ：足場の1スパン間隔を超えて取り付けるもの。

### 【解説】

(1) 桁側幅木は足場の作業床の長手方向と平行に取り付ける幅木を、妻側幅木は足場の妻側に作業床の長手方向と直角に取り付ける幅木をいう。

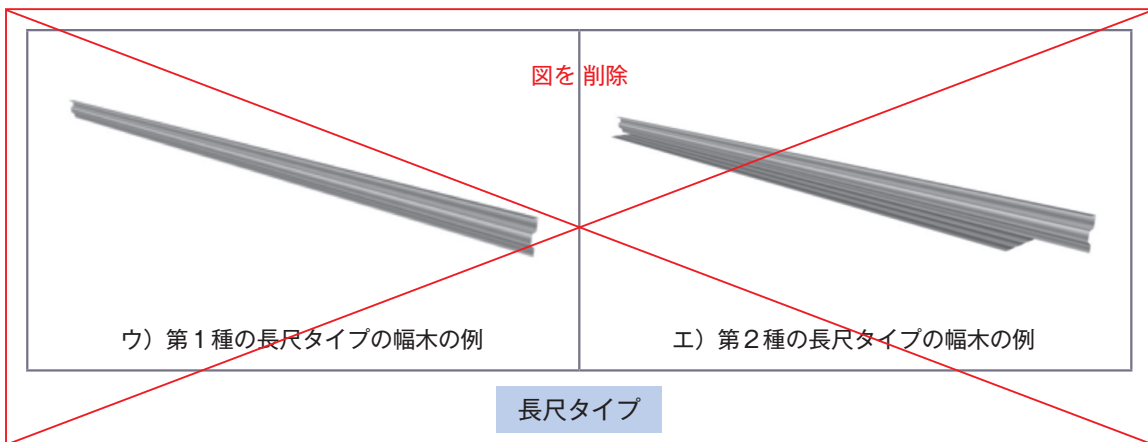
(2) 取付部は本体と一体構造**又は専用の別部品**であること。



ア) 第1種の**単独タイプ**の幅木の例

イ) 第2種の**単独タイプ**の幅木の例

### 単独タイプ



ウ) 第1種の**長尺タイプ**の幅木の例

エ) 第2種の**長尺タイプ**の幅木の例

### 長尺タイプ

図-1 幅木の種類

## 3. 材料等

現行のまま

## 4. 構造等

幅木は第1種及び第2種とも、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

- a 取り付け時の本体の高さが床から15cm以上であること。
- b 取付部が本体と溶接又はリベット等により接合された一体構造のもの及び専用の別部品のものの取付部は、使用中に容易に外れない構造であること。
- c 使用場所、取付箇所及び取付方法が限定されるものは、用途外に使用できない構造であること。
- d 妻側幅木は移動式足場用のものを除き、梁間方向の支柱間隔1.5m以下に使用する構造のものであること。
- e 第2種の幅木にあつては次によること。
  - (a) 水平部に足がかかっても著しいたわみが生ずるおそれが無い丈夫な構造のものであること。
  - (b) 水平部の幅は21cm以下とすること。
  - (c) 幅10cm以上の水平部はその表面に滑り止め加工の措置を施してあること。
- f 第1種にあつては床面と本体との隙間が水平方向、垂直方向ともに1cm以下、第2種にあつては床面と水平部との垂直方向の隙間が1cm以下であること。  
ただし、以下の部分については隙間を3cm以下とすること。
  - (a) 脚柱及び支柱（以下「脚柱等」という。）に取り付ける桁側幅木及び妻側幅木については脚柱等と本体との隙間。
  - (b) 床付き布わく又は横架材（水平材）に取り付ける桁側幅木については、幅木と幅木の隙間。
- g 本体に穴が開いていないこと。ただし、取付部や水平部を取り付ける等のために設けられた必要最小限の穴は除く。

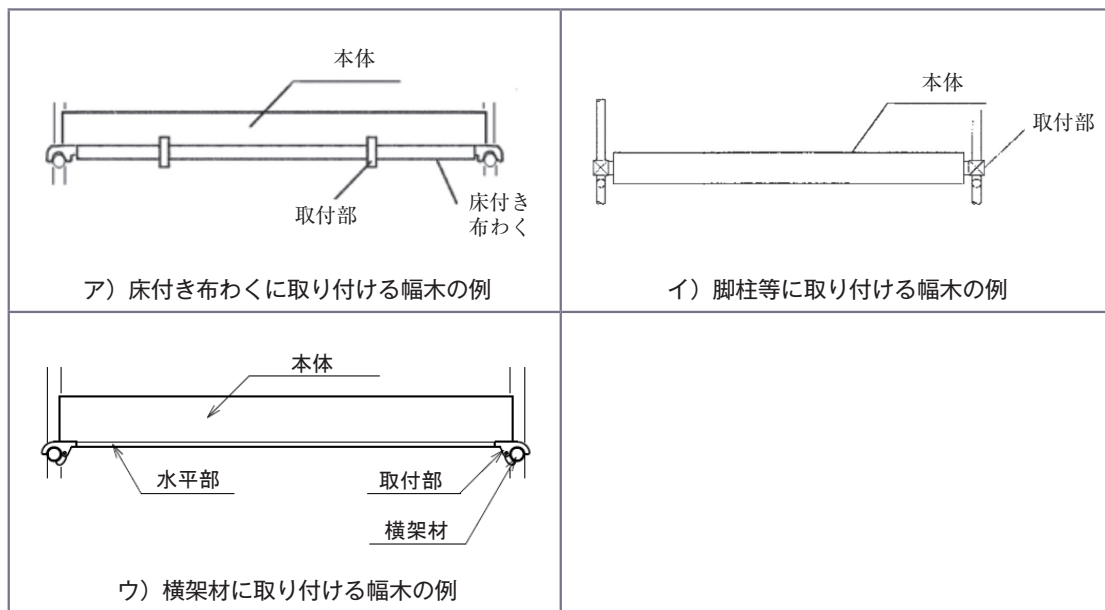


図-2 幅木の取付方法

### 【解説】

- (1) aの本体の高さは、図-3のように測定する。
- (2) cについては、くさび式足場専用、妻側専用、といったものがあり、誤って他の足場や他の場所に使用された場合に安全性を損なうものであってはならない。このため、専用のものは用途外に使用できない構造であることが望ましい。ただし、構造で担保し難いものは、誤使用を防ぐための使用条件等を見やすい個所に明示すること。
- (3) dの梁間方向の支柱間隔1.5m以下に使用する構造については、桁側幅木と兼用する妻側幅木、移動式足場用と兼用する妻側幅木で1.5mを超えるものは、本足場の妻側に使用する場合は1.5m以下に使用する旨の表示を行うこと。

また、移動式足場専用のものについてもその旨の表示を行うこと。

(3)-(4) e の(b)水平部の幅とは、図-3に示す水平部分の水平距離をいう。

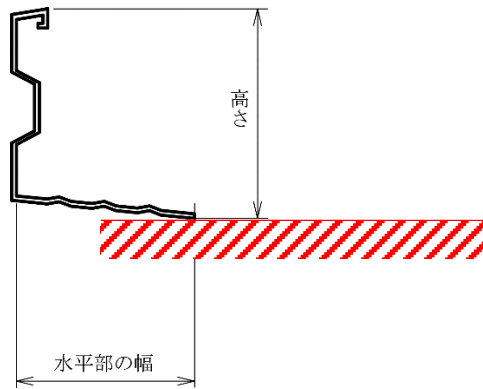


図-3 幅木本体の高さと水平部の幅 (第2種の例)

- (4)-(5) f の各隙間は、幅木の想定された使用場所、取付箇所及び取付方法において満足するものであること。
- (5)-(6) e の床面と幅木との隙間1cm以下については、使用時に幅木の本体に床付き布わくを密着して使用することによって1cm以下とすることが可能なものであれば認めるものである。
- (6)-(7) e の(a)の脚柱等に取り付ける幅木とは、幅木の端部に脚柱等に取り付けるための取付金具を有するものをいう。

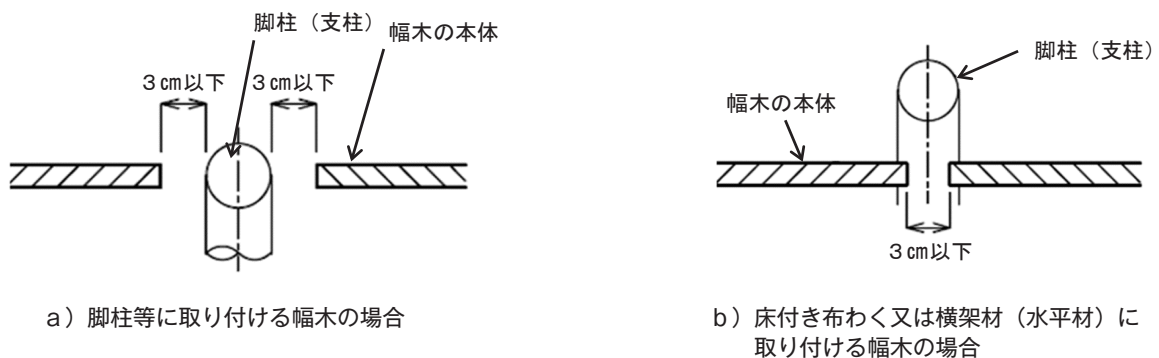


図-4 幅木の隙間

- (7)-(8) e の3cm以下については、足場部材又は他の幅木との干渉を防ぐ目的で幅木の両端部分に設けられた本体の一部を切欠いた切欠部分は寸法に含めない。

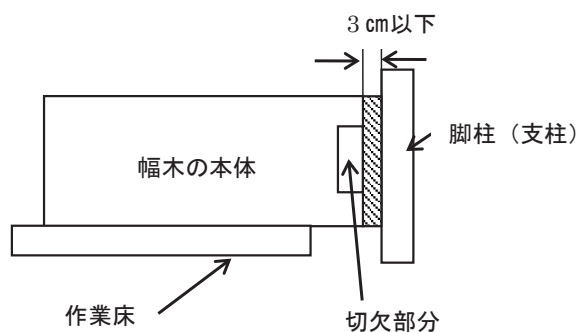


図-5 幅木の端部に切欠きがある場合の隙間

- (8)-(9) f の取付部や水平部を取り付ける等の「等」には伸縮調節のための穴及び長穴並びに足場に取り付けるための穴を含む。

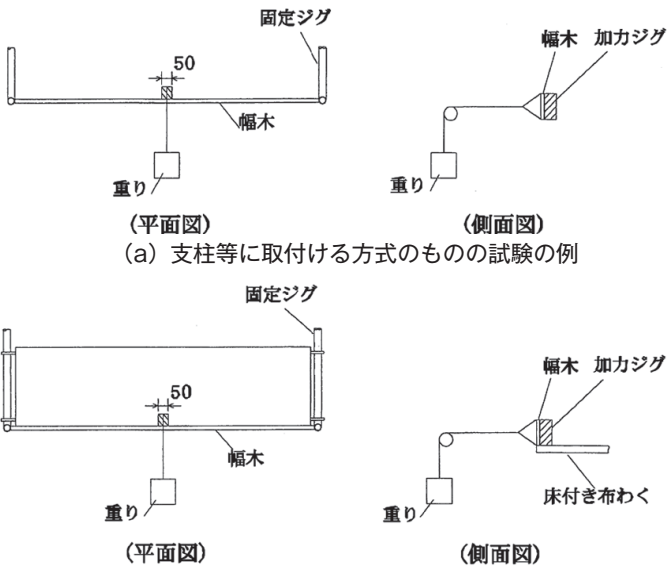
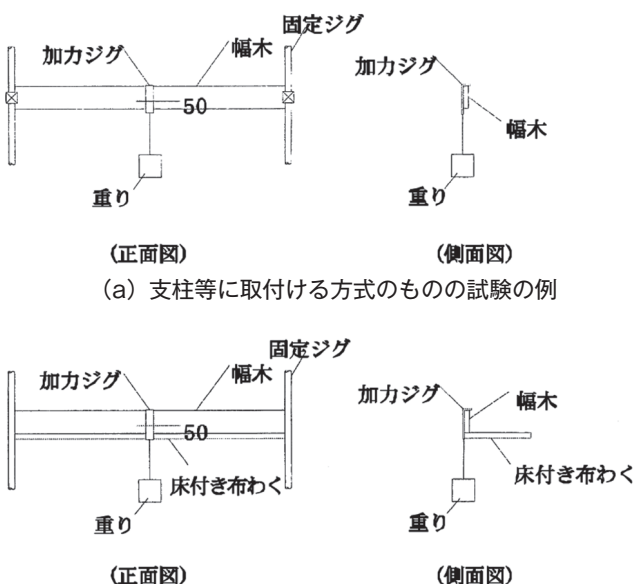


## 5. 工作等

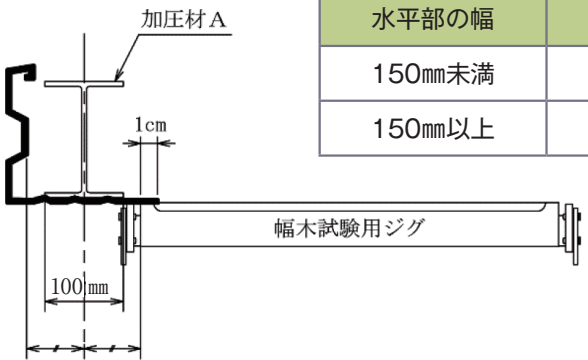
現行のまま

## 6. 強度等

(1) 幅木は、それぞれ次の表の左欄に掲げる試験方法による試験を行った場合に、それぞれ同表の右欄に定める強度等を有するものでなければならない。ただし、妻側幅木のうち、取り付け時に幅木本体が作業床・横架材に載る構造のものは「幅木の鉛直荷重試験」を省略することができる。

試験方法	強度等
<p>(幅木の水平引張試験)</p> <p>次の図に示すように、試験用ジグに幅木を取り付け、幅木の中央部に60kgの重りをつり下げることにより水平力を加え、水平たわみ量を測定する。なお、水平たわみ量は初期荷重として5kgの重りをつり下げたかけた状態から測定するものとする。</p>  <p>(a) 支柱等に取り付ける方式のもの試験の例</p> <p>(b) 床付き布わくに取り付ける方式のもの試験の例</p>	<p>水平たわみ量が100mm以下であること。</p>
<p>(幅木の鉛直荷重試験)</p> <p>次の図に示すように、試験用ジグに幅木を取り付け第2種の幅木にあつては床付き布わくに水平部を1cm重ねた状態で、幅木の中央部に85kgの重りをつり下げ、加力ジグ上端の鉛直たわみ量を測定する。なお、水平たわみ量は初期荷重として5kgの重りをつり下げたかけた状態から測定するものとする。</p>  <p>(a) 支柱等に取り付ける方式のもの試験の例</p> <p>(b) 床付き布わくに取り付ける方式のもの試験の例</p>	<p>鉛直たわみ量が10mm以下であること。</p>

(2) 第2種の幅木のうち水平部の幅が110mm以上のものについては、前項の規定によるほか次の表の左欄に掲げる試験方法による試験を行った場合に、同表の右欄に定める強度等を有するものでなければならない。

試験方法	強度等						
<p>(水平部のたわみ試験)</p> <p>次の図に示すように、水平部を幅木試験用ジグに1cm重ねた状態で試験機に取り付け、加圧材Aを重なりを除く水平部の中心に置き、鉛直荷重を掛け、荷重が次表に掲げる数値[W]のときにおける水平部のみの鉛直たわみ量を測定する。なお、鉛直たわみ量は初期荷重0.05kNをかけた状態から測定するものとする。</p>  <table border="1" data-bbox="678 448 1133 616"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c8e6c9;">水平部の幅</th> <th style="background-color: #c8e6c9;">W</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150mm未満</td> <td>0.6kN</td> </tr> <tr> <td>150mm以上</td> <td>0.8kN</td> </tr> </tbody> </table>	水平部の幅	W	150mm未満	0.6kN	150mm以上	0.8kN	鉛直たわみ量が10mm以下であること。
水平部の幅	W						
150mm未満	0.6kN						
150mm以上	0.8kN						

(3) 幅木の水平引張試験に使用する「加力ジグ」は幅木の形状にあったものであること。

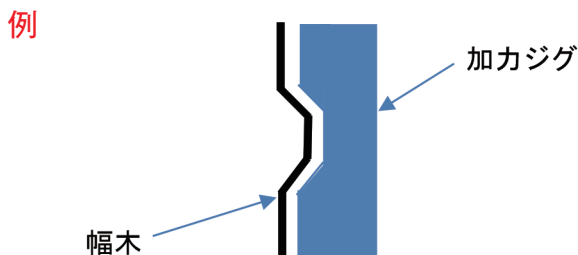


図-6 加力ジグの形状 (立面図)

(4) 加圧材Aの加圧面は、図-6-7に示す寸法であること。

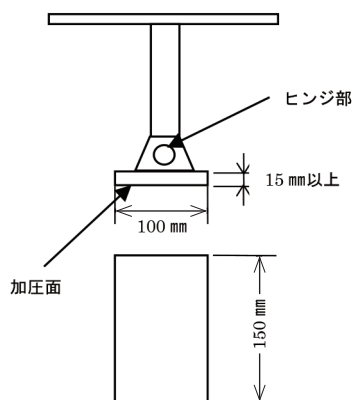


図-6-7 加圧材A

**【解説】**

幅木の水平引張試験、幅木の鉛直荷重試験及び水平部のたわみ試験は、幅木の使用場所、取付箇所及び取付方法が複数ある場合、もっとも不利となる条件において強度等を満足するものであること。

**7. 表示**

現行のまま

# 幅木の使用基準

## 1. 適用

この基準は、(一社)仮設工業会が認定する幅木について適用する。

## 2. 組立方法・使用方法等

各種足場において、幅木を使用する場合は、労働安全衛生規則等に定める足場に関する規定によるほか、次によるものとする。

a 幅木取付時の各部の隙間は次表に示すとおりとする。

幅木の種類	水平方向の隙間	垂直方向の隙間	脚柱と幅木の本体、 接続した幅木と幅木の隙間
第1種	1 cm以下 (床面と幅木の本体との隙間)	1 cm以下 (床面と幅木の本体との隙間)	3 cm以下
第2種	—	1 cm以下 (床面と水平部との隙間)	

b 妻側の幅木は、桁側の幅木の隙間を3cm以下となるように取り付けること。

c 足場の組立状態により生じた規定寸法を超える幅木の隙間は、塞ぐ措置を講ずること。

d 幅木には材料等を立てかけたり、仮置き等をしないこと。

e 幅木に乗らないこと。

f 第2種の幅木を用いる場合は水平部を床材等に必ず乗せて使用し、かつ、水平部と床材等との重なり寸法を1 cm以上保持すること。

~~g 長尺タイプの幅木は脱落を防止するため以下によること。~~

~~(a) 専用取付金具により交差する脚柱等に容易に動かないように堅固に取り付けること。~~

~~(b) 幅木の取り付けは脚柱等を跨って行い(図-1)、その継ぎ足しは脚柱等の中心からの突き出しを2 cm以上とし、幅木と幅木の重なり長さは4 cm以上確保すること。(図-2)~~

~~ただし、脚柱以外の箇所で継ぎ足す場合には、認定基準に示された強度等を確保すること。~~

~~h 使用場所、取付箇所が限定された幅木は、その用途以外に使用しないこと。~~

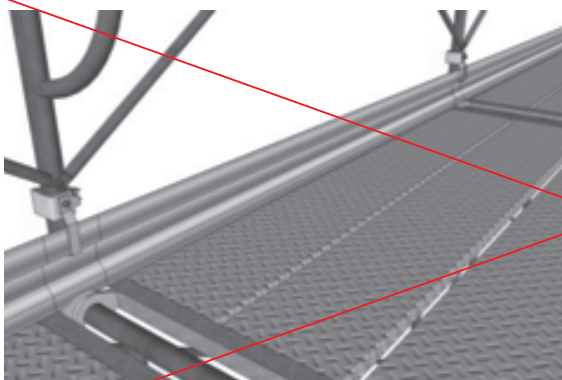


図-1 長尺幅木の取付図

~~図を削除~~

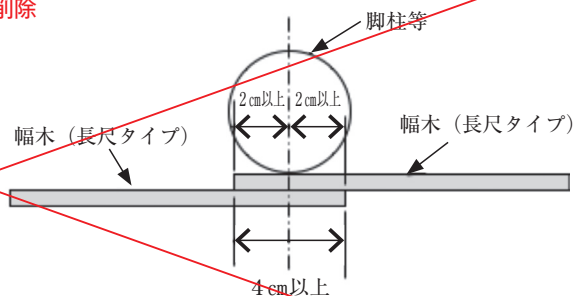


図-2 長尺幅木の重なり